

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への制限について

1. 基準

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項の規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。）と子会社の関係にあるもの。

②親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

①一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

②一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

2. 公告等への記載

公告、指名通知、見積合せ通知に無効入札になる旨の記載をするものとする。

3. 基準に該当する場合の取扱い

基準に該当する者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として、「建設工事及び建設工事に係る測量・設計等業務入札並びに契約に関する心得書」第7条第9号に基づき、無効として取り扱う。

ただし、入札執行の完了に至るまでに基準に該当する事実が判明し、基準に該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とならないものとする。